

山形県後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成31年2月定例会

平成31年2月14日

目 次

平成31年2月定例会

2月14日（木曜日）

出席議員	1
説明のため出席した者	1
事務局職員出席者	1
議事日程第1号	1
本日の会議に付した事件	2
開議	2
会期の決定	2
会議録署名議員指名	2
諸報告	3
議案上程（議第1号及び議第2号及び議第3号）	3
提案理由の説明……………広域連合長	3
補足の説明……………事務局次長、事業課長	3
質疑	8
討論	1 1
採決	1 1
議案上程（議第4号）	1 2
提案理由の説明……………広域連合長	1 2
質疑	1 3
討論	1 3
採決	1 3
議案上程（議第5号）	1 3
提案理由の説明……………広域連合長	1 4
質疑	1 4
討論	1 4
採決	1 4
広域連合長あいさつ	1 5
閉会	1 5

○出席議員（14名）

1番	佐藤洋樹	議員	2番	石澤秀夫	議員
3番	秋葉新一	議員	4番	赤塚幸一	議員
5番	加藤信明	議員	6番	芳賀清	議員
7番	菊池勝秀	議員	8番	山尾順紀	議員
9番	早坂文也	議員	10番	佐藤誠七	議員
12番	高橋弘	議員	14番	小野由夫	議員
15番	市原栄子	議員	16番	吉宮茂	議員

○欠席議員（2名）

11番	五十嵐智洋	議員	13番	丸山至	議員
-----	-------	----	-----	-----	----

○説明のため出席した者

広域連合長	佐藤孝弘	副広域連合長	中川勝
代表監査委員	玉田芳和		
事務局長	丹野仁敬	事務局次長	太田修
会計管理者	柏倉信一	事業課長	星野克之
総務係長	安倍大樹	企画財政係長	古原俊宏
資格管理係長	高橋英一	給付係長	大場喜代孝

○事務局職員出席者

事務局長（兼務）	丹野仁敬	事務局次長（兼務）	太田修
書記（兼務）	安倍大樹	書記	佐藤圭子
書記	矢作悠香		

○議事日程第1号

平成31年2月14日（木）午後2時開議

- 第1 会期の決定
- 第2 会議録署名議員指名
- 第3 諸報告
- 第4 議第1号 平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計当初予算
- 第5 議第2号 平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
- 第6 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 第7 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 第8 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 会期の決定
日程第2 会議録署名議員指名
日程第3 諸報告
日程第4 議第1号 平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
日程第5 議第2号 平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算
日程第6 議第3号 山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第7 議第4号 山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
日程第8 議第5号 山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について
-

午後2時00分 開議

- 議長（加藤信明君） これより、2月5日告示招集されました平成31年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、ただちに本日の会議を開きます。
欠席通告議員は、五十嵐智洋議員、および丸山至議員です。
出席議員は、定足数に達しております。
本日の議事は、日程第1号をもって進めます。
-

会期の決定

- 議長（加藤信明君） 日程第1 会期の決定を行います。
お諮りします。この定例会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤信明君） 御異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日と決定しました。
-

会議録署名議員指名

- 議長（加藤信明君） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第59条の規定により、議長において指名します。会議録署名議員に、8番 山尾順紀議員、10番 佐藤誠七議員を指名します。
-

諸報告

- 議長（加藤信明君） 日程第3 諸報告を行います。

監査委員から、平成30年8月から平成31年1月に執行した例月出納検査の結果が、地方自治法第292条において準用する同法第235条の2第3項の規定により、議長あて報告されております。

以上で報告を終わります。

議第1号及び議第2号及び議題3号

○議長（加藤信明君） 日程第4 議第1号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算から、日程第6 議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてまでの議案3件を、関連がありますので、一括して上程します。

提案理由の説明

○議長（加藤信明君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第1号、議第2号及び議第3号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第1号の平成31年度一般会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ6億362万4,000円とするものです。議第2号の平成31年度後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出の総額を、それぞれ1,498億5,236万6,000円とするものです。議第3号の後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、平成31年度からの保険料軽減特例の段階的廃止、並びに平成31年度の保険料軽減判定基準の見直しが閣議決定されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

詳細については、事務局よりご説明申し上げます。

○事務局次長（太田修君） 議長。

○議長（加藤信明君） 太田事務局次長。

○事務局次長（太田修君） 初めに、議第1号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、ご説明申し上げます。

議案書1ページをお願いいたします。歳入、歳出、それぞれ、総額6億362万4,000円とするものであります。詳細につきましては、別冊平成31年度当初予算事項別明細書でご説明申し上げます。事項別明細書の総括である、1ページ及び2ページをお願いいたします。

1ページの歳入につきましては、1款分担金及び負担金、2款財産収入、3款繰入金、4款繰越金、5款諸収入で、2ページの歳出につきましては、1款議会費、2款総務費、3款民生費、4款予備費で構成しております。

事項別明細書3ページ及び4ページをお願いいたします。歳入1款分担金及び負担金につきましては、広域連合の運営に対する市町村からの事務費負担金であります。派遣職員人件費の増額や地方公会計財務書類作成支援業務委託に係る経費を新たに計上した一方で、電算処理システムの機器更改が終了したこと等による減額を見込み、総額6億277万8,000円、前年度比較で3,323万4,000円の減、としたところであります。2款財産収入につきましては、財政調整基金の運用利子であり、10,000円を計上したところであります。3款繰入金は、財政調整基金からの繰入金であり、存目として、平成30年度と同額の1,000円を計上するものであります。4款繰越金についても、平成30年度と同様に、存目の1,000円を計上しております。5款諸収入につきましては、1項預金利子について、1,000円を計上し、事項別明細書5ページ2項雑入においては、職員の住居借上げに係る負担金を含む83万3,000円を計上したところであります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7ページ及び8ページをお願いいたします。歳出1款議会費は、議員報酬及び議会開催に係る経費等を計上したものであり、前年度より3,000円増の66万円としております。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきましては、地方公会計財務書類作成支援業務委託に係る経費を新たに見込むとともに、派遣職員人件費負担金について、新年度の派遣職員の見込みから必要な経費を推計し計上するなどした結果、一般管理費総額を、748万9,000円増の1億8,907万円とするものであります。2目財産管理費につきましては、財政調整基金運用利子の積立金であり、対前年度より9,000円増額の1万円を計上しております。

9ページ及び10ページをお願いいたします。2款総務費2項選挙費は、選挙管理委員会委員報酬として、前年度と同額の4万8,000円を、3項監査委員費についても、前年度同額の9万1,000円を計上したところであります。3款民生費につきましては、特別会計の事務経費に対する繰入金であり、電算処理システム機器更改が終了したこと等から、前年度対比で4,041万4,000円減の4億874万5,000円を計上したところであります。4款予備費につきましては、前年度同額の500万円を計上しております。

11ページをお願いいたします。特別職に係る給与費明細書であり、前年度との比較では、職員数は同数、額も同額となっております。

以上で、議第1号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の説明を終わります。

なお、議第2号、議第3号については、説明員を交代させていただきます。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（加藤信明君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 続きまして、議第2号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算及び、議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

初めに、議第2号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。議案書3ページをご覧ください。第1条第1項は予算の総額であります。歳入

歳出総額を、それぞれ1,498億5,236万6,000円と定めるものであります。第2条は一時借入金であります。地方税法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を120億円と定めるものであります。第3条は歳出予算の流用であります。地方税法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の流用できる場合について定めるものであります。

4ページは、歳入歳出予算の大まかな一覧表であります。別冊の平成31年度当初予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

13ページ・14ページをご覧ください。13ページ・14ページは総括であります。歳入・歳出それぞれの合計額の比較では、前年度比6億7,249万3,000円、0.45%の増加となっております。次に、それぞれの詳細についてご説明申し上げます。

15ページ・16ページをご覧ください。歳入について申し上げます。1款分担金及び負担金について申し上げます。1項1目保険料等負担金につきましては、保険料軽減特例の見直しなどに伴い、前年度比2億1,379万7,000円増の125億1,438万7,000円を計上しております。2目療養給付費負担金につきましては、定率負担として市町村が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比5,124万5,000円増の119億7,212万円を計上しております。次に、2款国庫支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として国が療養給付費の12分の3を拠出するものでありまして、前年度比1億5,373万7,000円増の359億1,636万円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について、国と県が4分の1ずつ負担するものでありまして、前年度比2,326万円増の5億7,712万9,000円を計上しております。2項1目調整交付金につきましては、広域連合間の財政力の不均衡を是正するために国から交付される普通調整交付金と、広域連合独自の保健事業などに対して交付される特別調整交付金がございます。2つ合わせまして、前年度比7,323万1,000円増の147億2,546万3,000円を計上しております。2目民生費国庫補助金につきましては、健康診査等の保健事業実施及び医療費適正化推進事業に対する国からの補助金でありまして、前年度比43万1,000円減の6,640万7,000円を計上しております。3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金につきましては、保険料の軽減特例に対する補てん等のために交付されるものであります。保険料均等割軽減特例の見直しに伴い、前年度比1億3,783万9,000円減の4億2,861万9,000円を計上しております。次に、3款県支出金について申し上げます。1項1目療養給付費負担金につきましては、定率負担として県が療養給付費の12分の1を拠出するものでありまして、前年度比5,124万5,000円増の119億7,212万円を計上しております。2目高額医療費負担金につきましては、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち、80万円を超える部分について、国と同様に県が4分の1を負担するものでありまして、前年度比2,326万円増の5億7,712万9,000円を計上しております。

17ページ・18ページをご覧ください。4款支払基金交付金につきましては、社会保険診療報酬支払基金から、医療給付費に対する現役世代の負担分として交付されるもので、前年度比2億5,405万2千円増の593億5,227万4,000円を計上しております。次に、5款特別高額医療費共同事業交付金につきましては、国保中央会が事業主体となり、高額医療費の発生による保険者の財政運営の不安定を緩和するため、レセプト1件当たり400万円を超える医療費の200万円を超える部分について、全国レベルで財政調整を行い交付されるものでありまして、こ

れまでの実績に基づき、前年度比735万円増の4,979万円を計上しております。6款財産収入につきましては、医療給付費等準備基金利子収入として、200万円を計上しております。7款繰入金について申し上げます。1項一般会計繰入金につきましては、特別会計の事務費に充てるため、一般会計から繰入するものでありまして、前年度比4,041万4,000円減の4億874万5,000円を計上しております。減少した主な要因であります。平成30年度に計上した電算処理システム機器更改に要する経費が終了したことなどによるものであります。次に、2項基金繰入金につきましては、保険料上昇抑制の財源として、医療給付費等準備基金から平成31年度の保険給付費分繰入するものでありまして、12億円を計上しております。

19ページ・20ページをご覧ください。8款繰越金につきましては、存目のみの計上でありませす。次に、9款諸収入について申し上げます。1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子、3項2目返納金につきましては、存目のみの計上であります。3項1目第三者納付金につきましては、交通事故等により加害者から責任割合に応じ損害賠償金として受入れるものでありまして、前年度と同額の8,980万8,000円を計上しております。3項3目雑入につきましては、保健師の雇用保険被保険者負担金等の経費を計上しております。

次に、21ページ・22ページをご覧ください。歳出について申し上げます。1款総務費について申し上げます。1項総務管理費につきましては、電算処理業務委託、レセプト点検委託、各種通知等の作成委託、郵送等に要する経費でありまして、前年度比4,091万5,000円減の4億1,541万2,000円を計上しております。減少した主な内容につきましては、歳入の7款1項一般会計繰入金でご説明申し上げたとおりであります。次に、2款保険給付費について申し上げます。1項療養諸費につきましては、平成30・31年度特定期間の見込みにより計上しております。1項1目療養給付費につきましては、前年度比6億7,408万4,000円増の1,458億4,650万6,000円を計上しております。2目療養費につきましては、前年度比458万4,000円増の9億6,280万3,000円を計上しております。

23ページ・24ページをご覧ください。2項1目審査支払手数料につきましては、国保連合会に委託するレセプトの審査業務及び医療機関への支払事務に係る手数料でありまして、前年度比432万2,000円増の3億9,954万2,000円を計上しております。3項1目高額療養費につきましては、1か月に支払った医療費の自己負担額が、世帯の所得状況等に応じた限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比38万円増の9億8,916万4,000円を計上しております。3項2目高額介護合算療養費につきましては、1年間に支払った医療保険と介護保険の自己負担額の合計が、一定の限度額を超えた場合に支給するものでありまして、前年度比687万3,000円増の1億3,320万5,000円を計上しております。4項1目その他医療給付費につきましては、被保険者が死亡した際に支給する葬祭費でありまして、前年度比230万円減の6億2,515万円を計上しております。次に、3款特別高額医療費共同事業拠出金につきましては、歳入の5款で説明いたしました事業に要する経費でありまして、国保中央会への拠出金として、前年度比735万円増の4,994万円を計上しております。

25ページ・26ページをご覧ください。4款保健事業費につきましては、市町村に委託して実施している健康診査事業、広域連合が独自に実施している歯周疾患検診事業、また、市町村の特徴を活かして実施する長寿・健康増進事業に対する補助に要する経費として、前年度比1,811万5,000円増の4億524万2,000円を計上しております。増加した主な要因であります。平成31年度より健康診査事業で新たに血清クレアチニン検査項目が増えたことなどによるもの

であります。次に、5款基金積立金につきましては、医療給付費等準備基金積立金の預金利子でありまして、200万円を計上しております。次に、6款諸支出金につきましては、保険料還付金、還付加算金、償還金でありまして、前年度と同額の1,803万1,000円を計上しております。

27ページ・28ページをご覧ください。8款予備費につきましては、前年度と同額の500万円を計上しております。

以上が、特別会計予算の概要の説明であります。

次に、議第3号、山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書、5ページをご覧ください。ここで一部資料の訂正をお願いいたします。5ページの下から7行目第4条のカッコ書きですが、「平成31年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例」と記載になっておりますが、所得割額ではなく均等割額に訂正をお願いいたします。併せて、6ページの上から7行目、附則の6条のカッコ書きですが、「平成32年度における所得の少ない者に係る所得割額の減額の特例」とありますが、こちらも均等割額と訂正して頂くようお願いいたします。大変申し訳ございません。

それでは、条例の一部改正の説明を申し上げます。

議案書の5ページをご覧ください。平成31年度以降の保険料均等割軽減特例の見直しが閣議決定されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。なお、今回の見直しは、暫定的に実施してきた均等割軽減の上乗せ分を、世代間の負担の公平化と全ての方が安心して医療を受けられるよう制度の持続性を高めるため段階的に廃止し、本則どおりの軽減措置に戻すものであります。

改正点は、2点であります。1点目は、第16条であります。低所得者の負担軽減の観点から、被保険者均等割額を減額する基準のうち、5割を減額する基準については、被保険者数に乗ずる金額を現行の「27.5万円」を「28万円」に、2割を軽減する基準については、現行の「50万円」を「51万円」に、それぞれ拡充するものであります。2点目は、第16条及び附則第3条から第6条であります。制度発足時以来、住民税非課税世帯などの所得の低い被保険者に暫定的に実施してきた、均等割の9割軽減、8.5割軽減措置について、平成31年10月から介護保険の軽減拡充及び年金生活者支援給付金の支給が実施されるのに合わせ、平成31年度より段階的に見直しを行うものであります。具体的には、平成30年度9割軽減該当は平成31年度8割軽減、平成32年度以降は本則の7割軽減に、平成30年度8.5割軽減該当は平成31年度も8.5割軽減継続、平成32年度7.75割軽減、平成33年度以降は本則の7割軽減とするものです。

施行期日は、平成31年4月1日であります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（加藤信明君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（加藤信明君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） ただいまご説明いただきました議題3号の山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正案であります。ただ今の説明では、まず、平成31年10月から介護保険と年金の方での減額があるという話でありました。これに関して、今回特例措置の段階的廃止とありますけども、これは全てカバーされていると考えてよろしいのでしょうか。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（加藤信明君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 今回対象となる9割軽減の被保険者で、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象になっているかということですが、介護保険と後期高齢者医療保険の軽減判定の基準は異なっておりますので、世帯の全員が住民税非課税でなければ介護保険料の方は軽減の対象とならず、9割軽減該当の方でも対象とならない場合が発生します。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） そうしますと、その影響というものはどの程度とお考えなのかということと、そうしたことに対する救済処置があるのかどうか、もしくは広域連合でお考えなのかお尋ねしたいと思います。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（加藤信明君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） どの位の影響があるかということですが、当広域連合において、現在把握している数では、9割軽減相当の方が現在3万5,000人程該当しております。その内、約26パーセントの9,200人程が介護保険の方の軽減拡充に該当しないと考えております。当広域連合で独自の救済措置はあるかということですが、特段考えておりません。というのは、厚生労働省から高齢者への医療保険制度でございますので、全国一律での医療が原則であるという見解が示されておりますので、特別な軽減措置というのは広域連合で設けることは考えてございません。以上です。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 先ほどの全員協議会の中でもお話がありました、低所得者の方が増えているということ。もう一つが、影響を受ける方が約4分の1いるということですね。更にここ数年間で特例軽減がどんどんなくなり、今年の2月議会の中でも特例軽減がなくなるということで、せ

っかく保険料が下がっているのに、最終的に特例軽減がなくなれば、金額的には、保険料は値上げになってしまった。

この議会に初めて出た時に、保険料が下がりましたという報告を受けて、大変うれしく思ったのに、報道された新聞などでは、山形県はやはり値上げですと報道されたこと、あれが大変悔しく思うものでした。確かに全国一律という話ではありますが、私は、山形県の医療の資料も読ませていただきましたが、その中では山形県は医療給付費も低い方であり、医療費を使わないで元気に頑張っている県民の皆さんに優しくないというか、そういったこともありますし、さらに今年の10月に賛成反対あったにしても消費税引き上げがありますよね。確か社会保障費に使いますと政府はいつているのに、こういう仕打ちはないのではないのかと思います。今一度、もっと国にきちんと意見を上げていくことが必要なのではないかと思います、その点についてお尋ねします。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（加藤信明君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 厚生労働省に対しまして、全国協議会の方から9割軽減対象者の中で、介護や年金生活者の支給対象にならない方への対応等の話も出ましたが、今まであった9割軽減、8.5割軽減という軽減特例は、制度が始まってから段階的に、保険料の負担等が急激に上がらないようにとのあくまでの暫定的な措置でございまして、介護保険料軽減該当になる一部世帯家庭につきましては、世帯単位で生計が維持されるという判断のもとに、原則通り、本則に戻すということでした。

先ほど消費税の話もございましたが、軽減特例の見直しにつきまして、平成28年12月22日の社会保障制度改革推進保護法の中で、今後の社会保障改革への実施ということで、消費税の増税にあわせて、低所得者に対する介護保険軽減の拡充や年金生活者支援金の支給、それに合わせて後期高齢者医療保険の均等割軽減特例を本則に戻す話が決定されたものです。それをいつのタイミングにするかという話になりまして、今回の消費税の税率改正のタイミングに合わせて31年度に実施する形になったところです。

今後、当広域連合といたしましては、他の広域連合も同様かと思いますが、厚生労働省に対しまして、9割軽減該当で今回、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金該当されない方への救済処置等を検討していただくよう要望は出していきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） 質問いいんですか。3問までと聞いたんですが、私、3問してしまったので、これで終わりでないかと。

○議長（加藤信明君） よろしいんですね。

○15番（市原栄子君） 議長が認めていただけるんでしたら、あと一言は言いたいと思っておりますけど。

○議長（加藤信明君） 長くじゃなくて簡単にしてください。

○8番（山尾順紀君） 3問までと言ったら、3問で終わりじゃないんですか。

○議長（加藤信明君） そのような意見もありますので、これで終わります。ほかに質疑ございませんか。

○8番（山尾順紀君） 議長。

○議長（加藤信明君） 8番 山尾順紀議員。

○8番（山尾順紀君） ちょっとお聞きしたいのですが、国庫支出金等の歳入歳出の中で、レセプト1件当たり80万円強と特別高額医療が400万円以上とありますが、具体的にどんな事例があるんですか。教えていただきたい。

○事業課長（星野克之君） 議長。

○議長（加藤信明君） 星野事業課長。

○事業課長（星野克之君） 高額医療とはどういったものかということですが、循環器系、心臓系の疾患とか、免疫系の疾患の影響で医療費がかさんだものが対象です。以上です。

○議長（加藤信明君） 8番 山尾順紀議員。

○8番（山尾順紀君） 終わります。

○議長（加藤信明君） ほかに質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（加藤信明君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

○15番（市原栄子君） 議長。

○議長（加藤信明君） 15番 市原栄子議員。

○15番（市原栄子君） ただいま議論しております議第2号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算と議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正案について、反対の立場で討論をさせていただきたいと思っております。

平成31年度年金は0.1%プラス改定といっても、内容としては、物価変動率1%という中で、マクロ経済スラムの調整また微調整分ということで、実質マイナス改定となっています。そうした中で、更に10月の消費税の値上げ、これは10%です。高齢者の生活、もちろん県民の生活もですけれども、厳しくなっていくのが見えています。高齢者の保険料特例軽減の部分もなくなっていく、こうした条例を私はやはり見過ごすことはできません。もちろん広域連合から国に意見を上げていただきながら、低所得者に対しての軽減をもっと出して欲しいということですので、この条例をそのまま今回の特別会計の方の予算に組み込まれている、この2点について反対をしたいと思います。以上、反対討論いたします。

○議長（加藤信明君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

採決

○議長（加藤信明君） これより採決します。

初めに、日程第4 議第1号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤信明君） 御着席願います。全員起立であります。

したがって、日程第4 議第1号については、原案のとおり可決をされました。

○議長（加藤信明君） 次に日程第5 議第2号平成31年度山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤信明君） 御着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第5 議第2号については、原案のとおり可決をされました。

○議長（加藤信明君） 次に、日程第6 議第3号山形県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤信明君） 御着席願います。起立多数であります。

したがって、日程第6 議第3号については、原案のとおり可決をされました。

議第4号

○議長（加藤信明君） 日程第7 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について上程いたします。

提案理由の説明

○議長（加藤信明君） この場合、提案者の説明を求めます。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第4号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第4号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につきましては、遠藤直幸山辺町長の任期満了により、現在1名が空席となっております副広域連合長につきまして、広域連合規約第11条第1項の規定により、関係市町村長のうちより、引き続き遠藤直幸山辺町長を選任することについて、同規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます

○議長（加藤信明君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（加藤信明君） これより質疑に入ります。

上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 御質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

討論

- 議長（加藤信明君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（加藤信明君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

- 議長（加藤信明君） これより採決をします。
日程第7 議第4号山形県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを起立により採決します。
お諮りします。ただいまの議第4号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（加藤信明君） 御着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第7 議第4号については、原案のとおり同意されました。

議第5号

- 議長（加藤信明君） 日程第8 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任についてを上程いたします。

提案理由の説明

- 議長（加藤信明君） この場合、提案者の説明を求めます。

- 連合長（佐藤孝弘君） 議長。

- 議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

- 連合長（佐藤孝弘君） ただいま上程されました議第5号について、提案理由をご説明申し上げます。

議第5号につきましては、山形県後期高齢者医療広域連合情報公開条例第21条第1項の規定により、当広域連合に置く情報公開・個人情報保護審査会の委員の任期が、来る3月31日をもって満了するため、井上弓子委員、熊谷誠委員、今野健一委員、西上紀江子委員、諸橋哲郎委員の5人を選任することについて、議会の同意を求めようとするものです。

原案のとおり、ご同意いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加藤信明君） 以上で提案者の説明は終わりました。

質疑

○議長（加藤信明君） これより質疑に入ります。
上程議案に対し、御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 御質疑なしと認めます。
以上で質疑を終わります。

討論

○議長（加藤信明君） これより討論に入ります。
討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤信明君） 討論なしと認めます。
以上で討論を終わります。

採決

○議長（加藤信明君） これより採決します。

日程第8 議第5号山形県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員の選任について、を起立により採決します。

お諮りします。ただいまの議題5号を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤信明君） 御着席願います。全員起立であります。
したがって、日程第8 議第5号については、原案のとおり同意されました。

○議長（加藤信明君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

広域連合長あいさつ

○議長（加藤信明君） 閉会にあたり、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可します。

○連合長（佐藤孝弘君） 議長。

○議長（加藤信明君） 佐藤連合長。

○連合長（佐藤孝弘君） 広域連合議会 2月定例会が閉会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日の2月定例会に提案いたしました各案件につきまして、慎重なる御審議を賜り、それぞれ御決議をいただきまして、誠にありがとうございました。

当広域連合といたしましては、今後も、制度を安定的に運営していくため、必要な財源を適切に確保するとともに、医療に要する費用が過度に増大しないよう、医療費適正化の推進を図っていきたいと考えております。

また、高齢者の方々の健康保持・増進事業の充実にも努めながら、被保険者が安心して必要な医療を受けられるよう、市町村や関係機関と連携・協力してまいります。

議員の皆さまにおかれましては、健康に御留意の上、後期高齢者医療制度の確実な運営のため、なお一層の御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（加藤信明君） 以上で、平成31年2月山形県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会します。

午後2時50分 閉会

会議規則第59条の規定により下記に署名する。

議 長 加 藤 信 明

署名議員 山 尾 順 紀

署名議員 佐 藤 誠 七

